

千葉県養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付要綱

令和4年4月1日制定（児第285号）

（趣旨）

第1条 家庭に恵まれない子に温かい家庭を提供して、健全な養育を図る特別養子縁組等の更なる促進を目的に、養親希望者の経済的負担を軽減するため、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせんを行う者をいう。以下同じ。）を利用する千葉県内（千葉市を除く）居住の養親希望者（以下「養親希望者」という。）があっせん機関に支払う手数料に対して、予算の範囲内において「千葉県補助金等交付規則」（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、養子縁組民間あっせん機関に手数料を支払った養親希望者とする。なお、縁組成立前養育開始日から交付申請日まで、千葉県内（千葉市を除く）に居住しているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付し知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、規則第4条の規定により、提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定の上通知する。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による事業の実績報告は、別に定める期日までに補助金実績報告書（別記第2号様式）に関係書類を添付し知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、規則第14条の規定により、提出された実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、決定の上通知する。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、別に定める期日までに請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 規則第6条の規定は、第1項による取消しをした場合について準用する。

(暴力団密接関係者)

第11条 第10条第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号または第3号に該当する者とする。

(補助金等の返還)

第12条 知事は補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は前項の返還の請求に係る補助金等でやむを得ない事情があると認めるときは、申請により返還期限を延長し、又は、返還の命令の全部若しくは一部を取消すことがある。

(届出事項)

第13条 養親希望者は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、速やかに文書をも

ってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 養親希望者の氏名又は住所が変更したとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助額
養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に支払った手数料（※1）	次の1から2を比較して、いずれか少ない額 1 補助基準額 1人あたり（世帯） 400,000円（※2） 2 対象経費の実支出額

※1 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る法律施行規則第3条第2項第1号及び第3号に定めるものに限る。

※2 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限る。